

ステップ

4-1

ホームの情報を収集しましょう

希望を整理したら、その希望に合うホームの情報収集を始めましょう。どんなに気に入ったとしても、たった一つのホームだけを見て入居を決めることはせずに、複数のホームの情報を集め、比較検討することが大切です。

それぞれのホームがパンフレットやインターネットのホームページなどで情報を公開しています。良いホームほど、情報を公開し、透明性の高い経営をしています。十分に情報収集をして、満足いく選択をしましょう。

また、東京都では、ホームページに都内のホームの一覧表を掲載しています。たくさんのホームの中から希望に合うホームを選べるように、ホームの所在地や入居時要件、代表的な料金プランなどを確認することができます。(ホームページへのアクセス方法は40ページを参照)

東京都内有料老人ホーム 一覧

ホーム名 設置(経営)法人名	所在地 電話番号	類型	定員	開設年月日	入居時要件	代表的な料金プラン(円)			
						入居準備費用	敷金(保証金)	前払金(入居一時金)	月額利用料
有料老人ホーム〇〇〇 株式会社〇〇〇	〒XXXX-XXXX 新宿区西新宿X-X-X TEL03-0000-0000	介護付	50名	H18.4.1	自・支・介	0	0	7,200,000	180,000
△△△ホーム △△△株式会社	〒000-0000 町田市△△△1-2-3 TEL042-000-000	住宅型	120名	H22.1.15	自・支・介	0	600,000	0	100,000

※ホームの一覧表は、都庁や各区市町村の窓口でも手に入れることができます。

一覧表を使ってある程度の数に絞ることができたら、「重要事項説明書」でホームごとの詳しい内容を確認するのがいいでしょう。重要事項説明書には、ホームについての重要な情報がまとめられています。どのホームも同じ項目について作成しているため、複数のホームを比較しやすくなっています(重要事項説明書の確認方法については、ステップ4-2を参照してください)。

また、見学や体験入居でしか得られない情報もあります。たくさんの情報を整理して確認するため、ここでは、ホーム選びの際に何を確認すればいいのか、また、情報は何かから得られるのか、次ページからのチェックリストで確認しましょう。

Q&A 未届け有料老人ホームに注意!

Q. 近所で「高齢者向け賃貸住宅でヘルパーが24時間お世話をします」と入居者を募集しているのを見かけました。有料老人ホームの一覧に載っておらず、サービス付き高齢者向け住宅や認知症高齢者グループホームなどとも違うようで心配です。

A. 老人福祉法では「老人を入居させ、食事・介護・家事・健康管理のサービスのうち少なくともいずれか一つを提供していれば、入居者数にかかわらず有料老人ホームにあたる」とされ、行政への届出が義務付けられています。これに該当する場合、届出の有無にかかわらず有料老人ホームとして法律の対象となるものであり、契約内容がきちんとしているか、必要な消防設備が設置されているかなど、十分に確認してください。

ホームを選ぶためのチェックリスト(必要に応じてコピーして使用して下さい。)

ホーム名：

<ホームの概要>

① 基本情報、立地、周辺環境

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
ホームや運営主体の名称・所在地	P20左上②		<input type="checkbox"/>
類型・権利形態・支払方式 ※同じ権利形態・支払方式でも、ホームによって仕組みが違っているので、内容の確認が必要です。	P20左上①		<input type="checkbox"/>
公共交通機関が近くにあるか	P20右中③	○	<input type="checkbox"/>
立地が入居希望者の好みや趣味に合っているか	—	○	<input type="checkbox"/>
近くに生活に便利な商店や施設などがあるか	—	○	<input type="checkbox"/>
家族や友人が訪ねやすいか	—	○	<input type="checkbox"/>

② 運営方針、入居状況・退去状況

自立の方から要介護状態の方まで入居可能と表示されていても、実際は要介護の方が多いというホームもあります。

退去者の人数はどうでしょうか。どのような理由で退去しているのでしょうか。1年間に何人も退去しているようなホームは何か問題がある場合もあるので注意が必要です。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
ホームの運営方針	—	○	<input type="checkbox"/>
ホームの雰囲気	—	○	<input type="checkbox"/>
入居時要件 (入居時「自立」、「要介護」、「要支援・要介護」、「自立・要支援・要介護」のどれか、年齢による要件など)	P 20左上① P 22左上⑨		<input type="checkbox"/>
退去要件 (入院時の契約の取扱い・ホームからの契約解除の要件)	P 22左中		<input type="checkbox"/>
入居者の状況(要介護度、年齢、性別など)	P 22右下⑪		<input type="checkbox"/>
介護が必要な人がどの程度入居しているか	P 22右下⑪		<input type="checkbox"/>
介護が必要な人がどのように過ごしているか	—	○	<input type="checkbox"/>
入居率	P 22右下⑪		<input type="checkbox"/>
過去1年間の退去者数とその退去先・退去理由	P 22右下⑪		<input type="checkbox"/>

③ 経営状態や保険加入・保全措置の状況

万が一ホームが倒産した場合、そこから退去せざるを得なくなる場合や、未償却の前払金等(ステップ5参照)が返還されない危険性もあります。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
経営母体の主な事業	P 20左中②		<input type="checkbox"/>
決算書や財務諸表は公開されているか	P 23右下	○	<input type="checkbox"/>
事故等に備えて、損害保険に加入しているか	P 22右中		<input type="checkbox"/>
前払金の保全是されているか (金融機関による保証・信託、公益社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者生活保証制度など、いくつかの方法があります。)	P 23右中⑬ P 24右下⑱		<input type="checkbox"/>

Q&A ホームの経営状態のチェック方法

Q. ホームの経営状態の具体的なチェックの仕方を知りたいのですが・・・

A. ホームの入居率はどの程度か、空室が目立つようなことはないか、スタッフが平均何年間勤務しているかの定着状況などが経営状態をチェックする一つの目安となります。

事業者が複数のホームを経営している場合、入居を考えているホームだけでなく、できれば各ホームについて確認するとよいでしょう。途中で経営者が変わっていることもあるので、その場合には理由を聞いてみましょう。不明な点があれば、スタッフに遠慮せずに説明を求めることも必要です。自信を持って運営しているホームは、赤字経営等、ホームにとって不利になるようなことでもきちんと説明してくれます。

また、事業者は、有料老人ホームだけを営んでいるとは限りません。事業者の主要な事業を確認し、財務諸表などの経営情報の公表を求め、その事業者の事業全体の経営が軌道にのっているか確認できるとよいでしょう。財務諸表などの経営情報については専門家(公認会計士など)に相談するのもよいでしょう。財務諸表の公表などの情報開示については、重要事項説明書において確認することが可能です。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会では、加盟ホームの決算書等の閲覧が可能です。参考にするのもよいでしょう。

MEMO

④ 居室・共用設備・配置レイアウト

居室や共用設備などの生活の場を確認しましょう。

ご本人の健康状態、希望の生活スタイルやニーズに合わせて選択することが必要です。また、本当に必要な設備は何かをよく考えて選択することが必要です。

要介護認定を受けていない自立の方も入居できるホームには、居室面積が40㎡以上のところもあります。ただし、その分費用も高額になります。

主に要介護者を対象にした居室の場合、居室面積は13～18㎡前後が中心で、介護が提供しやすい設計になっています。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
個室のみか、相部屋もあるのか	P 20左上① P 20右下④		<input type="checkbox"/>
居室は家具を持ち込めるだけの広さがあるか	—	○	<input type="checkbox"/>
居室は、車いすを利用している場合などに動き回るのに十分な広さがあるか	—	○	<input type="checkbox"/>
入居者にとって必要な設備が居室内にあるか ・トイレ ・浴室 ・洗面台 ・介護用ベッド ・冷暖房 ・電話回線 ・テレビ回線 ・緊急呼出装置(ナースコール)	P 20右下④	○	<input type="checkbox"/>
車いすや歩行器などの福祉用具は準備されているか	—	○	<input type="checkbox"/>
介護が必要となった場合や認知症が進行した場合、介護度が重くなった場合などに居室の移動があるか	P 22右上⑩		<input type="checkbox"/>
居室を移動した場合の契約はどうなるのか (居室移動に伴う利用料金や居室仕様等の変更があるか)	P 22右上⑩	○	<input type="checkbox"/>
介護居室の数や広さ	P 20右下④	○	<input type="checkbox"/>
浴室の状況(大浴槽※、個浴、機械浴)	P 20右下④	○	<input type="checkbox"/>
共用設備の状況 (共用トイレ、食堂の設備、機能訓練室など)	P 20右下④	○	<input type="checkbox"/>
施設内の段差の有無、廊下の広さや手すりの有無など	—	○	<input type="checkbox"/>
食堂やロビーの居心地	—	○	<input type="checkbox"/>
避難経路や非常口等	—	○	<input type="checkbox"/>
スプリンクラーの設置	P 20右下④ P 24右中⑱		<input type="checkbox"/>

※ 大浴槽(埋め込み式の大きい浴槽)しかない場合、介護度が重くなると入浴が困難になることがあります。

<サービス>

ホームで希望するサービスが受けられるか否かは、選択の重要なポイントとなります。ホームによって受けられるサービスの種類や内容、費用は千差万別ですのでしっかり確認する必要があります。

① 介護サービス

ホームで受けられる介護サービスには、食事介助、入浴介助、排せつ介助などがあります。介護付有料老人ホームでは、原則として特定施設入居者生活介護の基本料金内で受けられますが、別途追加費用が必要な個別選択サービスもあります。住宅型有料老人ホームでは、原則として別途訪問介護などの契約が必要です。それぞれの介護サービスについての考え方や方法なども、ホームによって様々です。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
サービス計画(ケアプラン)がどのように作成されるか (ケアプランについては35ページを参照)	—	○	<input type="checkbox"/>
基本サービスとなっているのはどのようなサービスで、 どの程度の頻度か	P 24左⑰	○	<input type="checkbox"/>
個別選択サービスとなっているのはどのようなサービスで、 追加費用は必要か	P 24左⑰	○	<input type="checkbox"/>
上乗せ介護サービス費※の有無	P 23左⑫		<input type="checkbox"/>
サービス提供に当たっての考え方や方法 ・トイレの誘導やおむつ交換はどのようにしているのか(定時・随時) ・ポータブルトイレを使うとすればどのような場合か ・嚥下状況に合わせた調理方法の工夫はあるか ・車いすは個々に合ったものを使用しているのか ・入浴は個々の希望に合わせて利用できるか(週当たり回数・追加料金の有無) ・認知症ケアに対して特に留意している点は何か ・認知症ケアなどのスタッフの研修や勉強会の実施や頻度	—	○	<input type="checkbox"/>
自立入居者が病気やけがなどで一時的に介護が必要になった場合、 どのように介護サービスを受けられるか また、どこで介護を受けられるか(自分の居室か、別室か)	P 22右上⑩	○	<input type="checkbox"/>
日中、夜間の見守りはどのような体制・人員配置か	P 21左中⑥ P 24左上⑰	○	<input type="checkbox"/>
病院への送迎・付き添い (協力医療機関・それ以外の医療機関)	P 24左中⑰	○	<input type="checkbox"/>
看取りに対応できるか ・看取りに対するホームの考え方・実績 ・看取りにあたり医療機関や訪問看護との連携をどのように行っているか (ホームでの看取りについては39ページを参照)	—	○	<input type="checkbox"/>

※ 基準を上回る手厚い介護体制を敷いている介護付有料老人ホームでは、「上乗せ介護サービス費」(27ページ参照)が発生することがあります。

② 生活サービス

生活サービスとは、居室の清掃、洗濯、リネンの交換、買い物代行、郵便物や配達物の受付・管理、各種手続代行などのサービスのことです。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
基本サービスとなっているのはどのようなサービスで、どの程度の頻度か	P 24左⑰	○	□
個別選択サービスとなっているのはどのようなサービスで、追加費用は必要か	P 24左⑰	○	□
自立入居者の生活サポート費(28ページ)の有無	P 23左⑫		□

③ 食事サービス

食事に対する考え方や好みは人それぞれなので、入居者本人の希望に合うホームを選択することが大切です。施設見学時に予約をすれば試食が可能なホームも増えています。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
選択メニューがあるか	—	○	□
健康上の理由で通常の食事ができない入居者のための対応(糖尿病対応食や流動食など)が可能か、そのための追加料金は必要か	—	○	□
食事をキャンセルする場合の手続・返金内容	P 23左中⑫		□

④ 健康管理サービス・医療的ケア

基本的に、ホーム内に医師は常駐しておらず、ホーム内で対応できる医療的ケアは限られています。今は元気でも入居後に必要となることもあるため、ホーム内で対応可能な医療的ケアを確認しましょう。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
バイタルチェック(検温・血圧測定など)は希望すればいつでも受けられるのか	—	○	□
定期的な健康相談の曜日や回数	P 24左下⑰	○	□
定期的な健康診断	P 21右下 P 24右下⑱		□
服薬支援・管理方法	P 24左下⑰		□
ホーム内で対応可能な医療的ケアはどのようなものか(医療的ケアができる職員は何人いるのか)	P 21右下⑦	○	□
認知症が疑われる場合の診断や治療、また、その後の生活支援についての医療との連携	—	○	□

⑤ 協力医療機関

協力医療機関とは、ホームと協力関係にあり、必要な時に迅速に連携がとれる医療機関です。医療保険を利用して協力医療機関を受診することができます。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
協力医療機関名	P 21右下⑧		<input type="checkbox"/>
所在地、ホームからの距離	P 21右下⑧		<input type="checkbox"/>
協力の内容(診療科目、日常的な連携の内容、対象者)	P 21右下⑧	○	<input type="checkbox"/>
医療行為を受ける際の費用負担	P 21右下⑧		<input type="checkbox"/>
主治医がいる場合、主治医との連携をどのようにとれるか	—	○	<input type="checkbox"/>
必要に応じて専門医療機関への紹介がされているか	—	○	<input type="checkbox"/>

<その他>

① 相談窓口、運営懇談会

ホームでの暮らしは、入居者本人や家族が一緒になって作りあげていくものです。快適に暮らし続けるためには、ホームがどのように入居者の声やトラブルに対応しているかも重要なポイントです。しっかり確認しておく必要があります。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
運営懇談会等の入居者や家族の声をくみ上げる仕組みがあるか	P 22左上		<input type="checkbox"/>
運営懇談会は年に何回開催されるのか	P 22左上		<input type="checkbox"/>
万トラブルがあったときの苦情対応窓口や対応方法がきちんと決まっているか	P 22右中	○	<input type="checkbox"/>

② 行事、サークル・レクリエーション(アクティビティ)

行事、サークル・レクリエーション活動は、ホームでの生活に楽しさや彩りを添えてくれます。

チェック項目	主な情報入手先		チェック欄
	重要事項説明書 (本冊子ページ)	見学・体験入居	
自分に合ったサークル活動があるのか、ない場合は作ることができるか	—	○	<input type="checkbox"/>
日帰り旅行などの年間行事はどうなっているか	—	○	<input type="checkbox"/>
要支援・要介護状態でも参加可能なものがあるか	—	○	<input type="checkbox"/>
アクティビティなどの参加は自由にできるか	—	○	<input type="checkbox"/>

Q&A 日常的な医療的ケアへの対応

Q. たんの吸引や経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)、中心静脈栄養など日常的に医療的ケアが必要となったときに、ホームでは対応してもらえるでしょうか。

A. 各ホームでは、職員の配置状況などにより、対応できる医療的ケアの内容に違いがありますので、まずは重要事項説明書や契約書の内容を確認してください。不明な点については入居前に確認し、ホームとあらかじめ書面を取り交わしておくのもよいでしょう。

医療的ケアを受けるに当たっては、ケアプランに反映させることが必要ですので、ケアマネジャーとも相談しましょう。また、外部の訪問看護を利用する場合、主治医から訪問看護事業所への指示書も必要になります。

なお、たんの吸引や経管栄養は医療行為に当たるため、医師または看護職員のみが実施可能とされていますが、研修を受けた介護職員も一定の条件下でこれらを行うことが認められています(詳しくは下のコラム「ホームでの医療的ケアについて」を参照してください。)。また、中心静脈栄養の対応は介護職員が行うことはできないため、看護職員が配置されたホームか、外部の訪問看護を利用しないと、ホームでの生活は難しいでしょう。



コラム ホームでの医療的ケアについて

ホームにおいて、医師の指示下で看護職員が一定の医療行為を行うことは、制度上認められています。

また、2012年4月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正により、一定の研修を受けた介護職員は、医療や看護との連携による安全確保が図られているなど、一定の条件のもとで、たんの吸引や経管栄養(以下「たん吸引等」といいます。)を行うことができることになりました。

ホームで医療的ケアを受けることを希望する場合は、ホームに看護職員が配置されているか、または「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた介護職員が配置されておりホームがたん吸引等を行う事業者として東京都に登録されているかを確認しましょう(都内の登録特定行為事業者の一覧表は東京都福祉保健局のホームページで公表しています(※)。また、一定の研修を受け、たん吸引等を行うことができる職員の配置の有無は、重要事項説明書において確認することが可能です。)

なお、住宅型有料老人ホームで、看護職員が配置されておらず登録も受けていないホームであっても、外部サービスで訪問看護や訪問介護(登録特定行為事業者に限る)を利用することにより、必要な医療的ケアを受けることができる場合がありますので、ケアマネジャーと相談してみましょう。



※ホームページはこちらをご参照ください。

「喀痰吸引等(たんの吸引等)の制度について」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/tankyuuin.html>